

日時 令和2年10月21日(水) 9:30～

場所 松浪コミュニティセンター ホール1・2

- 1 開会(前田会長)

- 2 議事
 - (1) 企画事業の募集について

 - (2) 公募委員の募集について

 - (3) その他

- 3 防災対策部会からの進捗報告

- 4 自治会長部会からの進捗報告

- 5 市民安全部会からの進捗報告

- 6 自治会館の管理運営について

- 7 松浪コミュニティセンター・子どもの家「なみっこ」の管理運営について

- 8 松浪コミカフェ管理運営について

- 9 広報委員会からの報告

- 10 会計からの報告

- 11 各団体からの報告・共有
 - (1) 松浪地区社会福祉協議会

 - (2) 松浪地区民生委員児童委員協議会

 - (3) 松浪地区老人クラブ連合会

 - (4) 松浪地区地域包括支援センターさざなみ

 - (5) 松浪地区体育振興会

 - (6) 松浪地区スポーツ少年団

- (7) 汐見台小学校区青少年育成推進協議会
- (8) 緑が浜小学校区青少年育成推進協議会
- (9) 松浪小学校区青少年育成推進協議会
- (10) 汐見台小学校PTA
- (11) 緑が浜小学校PGT
- (12) 松浪小学校PTA
- (13) 松浪中学校PTA
- ~~(14) 松浪学区子ども会連合会~~
- (15) 食生活改善推進団体
- (16) 浜竹一丁目自治会
- (17) 浜竹二丁目自治会
- (18) 浜竹三丁目自治会
- (19) 浜竹四丁目自治会
- (20) 松浪一丁目自治会
- (21) 松浪二丁目自治会
- (22) 富士見町自治会
- (23) LG 富士見町自治会
- (24) 常盤町自治会
- (25) 緑が浜自治会
- (26) 汐見台自治会
- (27) 出口町自治会

(28) ひばりが丘自治会

(29) 美住町自治会

(30) 公募委員

1.2 まちぢから協議会連絡会
行政からの依頼事項等について
別紙のとおり

1.3 スケジュールについて
総会資料事業計画等資料を参照

1.4 閉会

次回運営委員会：令和2年11月18日（水）

| | | |
|--|---|--|
| 【依頼原稿】(様式3~7共通) 広報紙広報事項依頼書(横24文字) | 【アイコン】 <input type="checkbox"/> 講座 <input type="checkbox"/> イベント <input type="checkbox"/> 相談 <input type="checkbox"/> 案内 <input checked="" type="checkbox"/> 募集 <input type="checkbox"/> 表彰 | |
| 希望掲載号 第1希望 令和2年12月1日号 第2希望 令和●年●月●日号 | 依頼課 市民自治推進課地域自治担当 (内線 2412) 担当者 忠隈 | 添付データ <input type="checkbox"/> 画像 <input type="checkbox"/> 表 |
| 【見出し】 <input type="checkbox"/> 環境・ごみ <input type="checkbox"/> 保険・年金 <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 子育て・教育 <input type="checkbox"/> スポーツ <input type="checkbox"/> 健康 <input checked="" type="checkbox"/> 市民参加・市民活動 <input type="checkbox"/> まちづくり <input type="checkbox"/> 文化・歴史 <input type="checkbox"/> 税金 <input type="checkbox"/> 産業・雇用 <input type="checkbox"/> 交通・道路 <input type="checkbox"/> 生活 <input type="checkbox"/> 防災・消防 | | |

松浪地区まちぢから協議会公募委員の募集

- 対象** 松浪地区の市民で、総会、運営委員会（月1回半日）などの会議に出席し、地域課題を協議・検討できる方
- 申込** 12月4日(金)~2021年1月5日(火)に申込書（松浪コミュニティセンター、市役所市民自治推進課で配布。市HPで取得も可）を申込書記布場所へ持参
- 問合** 松浪地区まちぢから協議会、市民自治推進地域自治担当

| |
|--|
| <p>※数字やローマ字、記号(カッコなど)は全て半角で記入。</p> <p>日時や内容など、見出し横に「:」マークなどは記入しない</p> <p>タイトル テーマを含めて1行に18文字以内で2行まで。1行でも2行分使って表示</p> <p>日時 当年は年を省略。翌年の場合は年を表記</p> <p>場所 階は表記しない。庁舎外の施設は施設名のみ</p> <p>内容 2行(44文字)以内で表記</p> <p>講師 ●●さん(肩書き)で表記。肩書は1個</p> <p>対象 ●●の方 xx人〈申込制(先着)〉などで表記 ※「一般」の方という表記はしない</p> <p>定員 定員の場合に使用。●人で表記。</p> <p>申込 xx日(●)~xx日(●)に(手段)で(申込先)へ 応募内容を掲載するときは、住所・氏名・年齢・電話番号、その他必要事項で表記</p> <p>ほか 費用、持ち物、託児などを2行以内で表記</p> |
|--|

松浪地区まちぢから協議会

公募委員を募集します！

募集期間 令和2年12月4日(金)~令和3年1月5日(火)【必着】

松浪地区まちぢから協議会は、自治会をはじめ地区内で公益的な活動をしている団体の皆さまと「まちぢから協議会」を設立し、地区内の課題解決に向けての取り組みを進めております。この取り組みをさらに推進するため、より住みよい地区となるよう、共に考え、行動していただく委員を募集するものです。

- ★募集人数 2名以内
- ★応募資格 松浪地区に在住・在勤・在学の方
- ★選考方法 応募用紙による書類選考及び面接選考
(書類・面接内容のほか、委員の男女の比率、年齢比率等も勘案いたします。)
- ★任 期 選任から2年間
- ★内 容 月1回程度の定例会のほか、部会、事業に参加し、地域課題について一緒に協議・検討していただきます。
- ★開催日時 毎月第3水曜日の午前中ほか
- ★開催場所 松浪コミュニティセンターほか
- ★報 酬 なし
- ★応募方法 [①持参 ②郵送 ③ファクス ④電子メール]にて、「松浪地区まちぢから協議会委員応募用紙」を松浪コミュニティセンターまたは市民自治推進課へ提出してください。
※応募用紙は、松浪コミュニティセンター及び市民自治推進課にございます。市ホームページからダウンロードすることもできます。



申し込み・お問い合わせ先

◎松浪地区まちぢから協議会(松浪コミュニティセンター)
〒253-0032 茅ヶ崎市常盤町2番2号 電話:0467-87-8855

◎茅ヶ崎市役所 市民自治推進課 地域自治担当
〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
電話:0467-82-1111 FAX:0467-87-8118
E-mail:shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp

松浪地区まちぢから協議会委員応募用紙

応募日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

お名前 _____ 性別 男性 ・ 女性

ご住所 _____

※松浪地区在勤・在学の方は、勤務先等をご記入ください。

電話番号 () _____ 年齢 _____ 歳

電子メール _____

日頃地域で行っている活動があればお書きください。

(次ページへ続く)

松浪地区がもっと住みよい地域になるために想うことをお書きください。

(協議会が取り組んだ方が良いと思われることや、ご自身に取り組んでみたいことを記入してください。)

特記事項があればお書きください。

(専門的な資格やパソコン、ホームページ制作など、得意な分野がありましたらご記入ください。)

※ご記入いただいた個人情報につきましては、委員の選考目的以外には使用いたしません。

松浪地区まちぢから協議会委員選考委員会議要綱

(設置)

第1条 松浪地区まちぢから協議会（以下「協議会」という。）の委員のうち松浪地区まちぢから協議会規約第5条第2項第1号に規定した委員（以下「公募委員」という。）を選考するため、松浪地区まちぢから協議会委員選考委員会議（以下「委員会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会議は、別に定めた選考要領に基づき、公募委員を選考する。

(組織)

第3条 委員会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、協議会の会長をもって充て、副委員長は、協議会の副会長をもって充てる。

3 委員は、前項および監事を除く協議会の役員、その他必要な者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会議の会務を総理し、委員会議を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会議の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月19日から施行する。

松浪地区まちぢから協議会委員選考要領

1. 一次選考

- 一次選考は、提出された松浪地区まちぢから協議会委員応募用紙に記載の意見内容について、別に定めた「松浪地区まちぢから協議会委員一次選考実施要領」に基づき、その評価をもって順位づけを行う。
- 選考委員は、松浪地区まちぢから協議会委員選考委員会議要綱第3条に基づき、まちぢから協議会の役員（会長、副会長、書記、会計）の7名とその他必要な者とし、選考委員の3親等以内の者が応募している場合においては、当該選考委員は審査する資格を失う。
- 一次選考の結果を受け、一次選考通過者にのみ二次選考を実施する。

2. 二次選考

- 二次選考は、別に定めた「松浪地区まちぢから協議会委員二次選考実施要領」に基づき、理解・適応、意欲、考え方、協調性に関する面接評価をもって順位付けを行う。
- 選考委員は、松浪地区まちぢから協議会委員選考委員会議要綱第3条に基づき、まちぢから協議会の役員（会長、副会長、書記、会計）の7名とその他必要な者とし、選考委員の3親等以内の者が応募している場合においては、当該選考委員は審査する資格を失う。

3. 総評

- 様々な年齢層の市民の参加を求めるため、世代のバランスを考慮し、偏りのないよう選考する。
- 公募委員が2名となる場合、女性委員の割合は5割となるよう努めるものとし、委員の男女比率が偏ることのないよう考慮して選考する。
- 選考委員は、二次選考により順位づけを行った選考結果に基づき、委員の男女比率、年齢比率等を加味し、総合的な評価を行い、公募委員2名程度を決定し、総会へ提案することとする。
- すべての応募者に対して、可否の結果を通知することとする。
特に不採用者に対しては、自発的な意思により地域の取り組みに参加を希望していることから、失礼のないよう選考や選考結果通知に対して十分配慮する。

令和2年9月23日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会
会長 名和田 是彦



認定コミュニティによる公益の増進のための活動に関する調査審議について（答申）

令和2年8月14日付け2茅市自第90号で諮問のあったことについて、次のとおり答申します。

1 諮問の内容

- 認定コミュニティにおける次に掲げる事項
- 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する事項

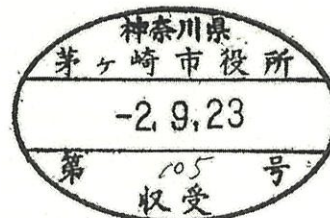
2 審議の結果

(1) 協議会組織の取り組み等に関する事項

コロナ禍での地域活動を再開するための工夫については、各地区の取り組み状況をはじめ行政との連携を相互に深めるとともに、SNSを活用することによる広報媒体の工夫や地域活動やイベントが中止している状況での広報紙面の工夫、さらには、対面の会議形式にとらわれない相互のコミュニケーションツールとしてのSNSの活用に期待します。

(2) 制度全般に関する助言・市の支援のあり方に関する事項

年間計画等を通じた協議会活動の進行管理をさらに意識することによって、さらなる地域活動の発展に期待します。



まつなみだより



令和2年12月15日発行（第21号）

発行：松浪地区まちぢから協議会

印刷：(有)仲手川印刷

HP：<https://matunami.jimdo.com/>



① 会長あいさつ

松浪地区まちぢから協議会 会長 前田 積

写真

② 新型コロナウイルス（インフルエンザ等）関連について

☒

写真

③ 松浪朝市について

自治会長部会 会長 松井 教

写真

写真

写真

写真

写真

④ 防災関連について

防災部会 会長 渡邊 勇次

写真

写真

写真

⑤市民安全について

市民安全部会 会長 白石 壽明

写真

⑥コミカフェについて

松浪コミカフェ管理運営委員会 委員長 原屋敷 典子

写真

写真

⑦ (仮称) 浜竹公園について

松浪地区まちぢから協議会 副会長 末松 一豊

松浪地区の小・中学校の運動会の紹介

⑧汐見台小学校

写真

⑨緑が浜小学校

写真

⑫アレセア湘南中学校

写真

⑩松浪小学校

写真

⑪松浪中学校

写真

令和3年度茅ヶ崎市の公設民営児童クラブ

| ブロック | 学区 | 名称 | 活動場所 | 定員 | 旧指定管理者 | 新指定管理者 |
|--------|---------------------|------------------------|-------------|-----------|-----------------------------|-----------------------------------|
| 1 | 小出小学校 | 小出児童クラブ にほんまつクラブ | 堤1967 | 56 | 特定非営利活動 法人ちがさき学 童保育の会 | シダックス大新 東ヒューマン サービス株式会 社 |
| | 香川小学校 | 香川児童クラブ てんとつ虫クラブ | 香川1-30-59 | 96 | | |
| | | 香川児童クラブ よつばクラブ | | 香川1-30-51 | | |
| | | 香川第2児童クラブ みずたまクラブ | 67 | | | |
| 円蔵小学校 | 円蔵児童クラブ すぎの子くらぶ | 茅ヶ崎551-9 | 67 | | | |
| 2 | 松林小学校 | 松林児童クラブ まつぼっくりクラブ | 松林2-16-32 | 79 | 特定非営利活動 法人ちがさき学 童保育の会 | シダックス大新 東ヒューマン サービス株式会 社 |
| | 小和田小学校 | 小和田児童クラブ ピノキオクラブ(※) | 小和田3-2-44 | 80 | | |
| | 室田小学校 | 室田児童クラブ おおぞらクラブ | 松林3-5-33 | 70 | | |
| 3 | 鶴嶺小学校 | 鶴嶺児童クラブ ひまわりクラブ | 浜之郷603 | 70 | 特定非営利活動 法人ちがさき学 童保育の会 | 特定非営利活動 法人ちがさき学 童保育の会 |
| | | 今宿・鶴嶺児童クラブ にこにこクラブ | 今宿1224-1 | 80 | | |
| | 梅田小学校 | 梅田児童クラブ つくしんぼクラブ | 茅ヶ崎1-5-46 | 67 | | |
| | | 梅田第2児童クラブ にじいろクラブ | 茅ヶ崎1-5-32 | 71 | | |
| | 今宿小学校 | 今宿児童クラブ たんぼぼクラブ | 今宿1225-1 | 41 | | |
| | | 今宿・鶴嶺児童クラブ ぼぼんたクラブ | 今宿1224-1 | 40 | | |
| 浜之郷小学校 | 浜之郷児童クラブ なかよしクラブ | 西久保180 | 68 | | | |
| 4 | 茅ヶ崎小学校 | 茅ヶ崎児童クラブ きかんしゃクラブ | 共恵1-10-70 | 68 | 特定非営利活動 法人ちがさき学 童保育の会 | 特定非営利活動 法人ちがさき学 童保育の会 |
| | 西浜小学校 | 西浜児童クラブ いるか倶楽部 | 南湖6-15-13 | 76 | | |
| | 柳島小学校 | 柳島児童クラブ どんぐりクラブ | 柳島2-6-54 | 68 | | |
| | 東海岸小学校 | 東海岸児童クラブ マリンキッズクラブ | 東海岸南4-10-40 | 67 | | |
| 5 | 松浪小学校 | 松浪児童クラブ おひさまクラブ | 富士見町2-13 | 41 | 特定非営利活動 法人ちがさき学 童保育の会 | シダックス大新 東ヒューマン サービス株式会 社 |
| | | 松浪第2児童クラブ このはクラブ | 出口町12-5-13 | 80 | | |
| | 浜須賀小学校 | 浜須賀児童クラブ おおなみクラブ | 白浜町3-24 | 53 | | |
| | | 浜須賀第2児童クラブ こなみクラブ | 松が丘2-11-16 | 40 | | |
| | 緑が浜小学校 | 緑が浜児童クラブ わんぱくクラブ | 富士見町2-13 | 41 | | |
| 汐見台小学校 | 汐見台児童クラブ くじらクラブ | 汐見台3-11 | 70 | | | |

(※) 令和3年1月6日より(仮称)茅ヶ崎市営小和田住宅外複合施設内に移転。
 令和3年4月1日より定員を67人から80人に変更

(参考) 指定管理者公募対象外施設

| | | | | | | |
|----|------------------|------------------|------------------------|----|-----------------------------|-----------------------------|
| 委託 | 鶴が台小学校 | 学童保育所 かぜの子くらぶ | 鶴が台12-1 鶴が台小学校内多目的室 | 45 | 特定非営利活動 法人ちがさき学 童保育の会 | 特定非営利活動 法人ちがさき学 童保育の会 |
| | 茅ヶ崎小学校 東海岸小学校 | 茅ヶ崎市南地区児童クラブ | 東海岸南2-6-14 | 45 | | |

令和3年度事業実施方針（抜粋）

事業実施の基本方針

ワクチンが開発段階であることなど現段階の状況を勘案すると、にわかには新型コロナウイルス感染症の脅威を克服することは、困難と考えられる。しばらくは「新しい生活様式」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症との共存（ウィズ・コロナ）が求められることから、感染拡大防止対策及び新しい生活様式の促進策を優先して実施する必要がある。そのため、「茅ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策・政策パッケージ」に掲げる対策に関する事業（ウィズ・コロナ関連事業）に優先して取り組む。

一方で、経済の急減速に伴い、今後、相当の期間において市税等の大幅な減収が予想されるため、事業の採択は、最低限のまちの機能維持に必要な義務的事業とウィズ・コロナ関連事業のみに留めざるを得ない。

ただし、次に掲げる事業については、現下の情勢にあっても軽視できるものではないため、留意するものとする。

- ① 市民の安全・安心の確保に関する事業
- ② 現下の厳しい経済環境を踏まえた地域経済循環の促進に関する事業
- ③ 市民のセーフティネットに関する事業

令和2年10月14日

まちぢから協議会連絡会 資料2-1

市民自治推進課 環境保全課 資源循環課

令和3年度予算編成方針 抜粋

1 予算編成の基本方針

(1) 令和3年度予算を取り巻く環境

令和2年3月に策定した「茅ヶ崎市財政健全化緊急対策」において述べられているように、本市では、歳入の根幹である市税等の大幅な伸びが期待できない中、現在の総合計画期間において、耐震性に課題のある公共施設の再整備といった大型事業を積極的に実施したことにより、その財源として発行した市債の償還が本格化することによる公債費の増加が確実な状況にある。加えて、職員数の増加に伴う人件費の増、社会保障関係経費の増加に伴う扶助費の増などが重なり、本市における経常的経費の増加傾向は著しく、財政の硬直化が急速に進展している状況である。

決算数値から算出される財政的指標についても、このような本市の状況を反映し、悪化傾向にある。

地方税、普通交付税等の経常的な一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費を始めとした経常的経費に充当されたものの割合であり、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」は、令和元年度決算ベースで99.4%となり、前年度より1.7ポイント悪化し、過去最大の数値となるとともに、大台である100%に肉迫しており、本市の財政状況は硬直の度合いが極まっている状態と言える。

令和元年度決算ベースでの健全化判断比率のうち、財政規模に対する借入金

(市債)返済額等の割合である「実質公債費比率」については、0.7% (前年度比0.2ポイント増) となり、財政規模に対して将来支払わなければならない負債等の割合である「将来負担比率」については、48.7% となり、前年度比0.2ポイント減となったが、これは財政調整基金に約9.5億円の積み立てを行った影響等による減であり、仮に当該積み立てを行わなかった場合の試算数値は、51.2% となり、数値の悪化傾向が継続していると言える。

実質公債費比率、将来負担比率に関する現状値については、国が示す早期健全化基準等よりも大幅に低く、当該指標単体のみをもって見れば「健全」であるが、それにも関わらず、財政の硬直度高いを示す経常収支比率が高いということは、「公債費以外の経常的経費の水準が極めて高い」ということを意味している。さらに、今後の公債費の増が数値の悪化要因として確実視されていることにより、本市の財政状況がさらに悪化することは間違いなく、改善に向けた対応は待ったなしの状況にある。

また、世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、社会経済が大きなダメージを受けている中、本市における市税等の減収の影響については甚大かつ長期化することが想定される。

さらに、令和3年度予算における市民税の歳入見込みについては、前年度(調定ベース)と比較して約38億円のマイナスが

見込まれており、今までにない対応が求められている。

これらの複合的な要因を抱えた中で編成を余儀なくされる令和3年度予算については、財政的な見地においては、**過去に例がないくらい大変厳しい編成**となることをご留意いただきたい。

これらの「事実」に鑑み、不退転の覚悟をもって、「経常的経費の削減」及び「地方税等の一般財源の確保」に努めていく必要がある。

(2) 予算編成に向けた基本姿勢

令和3年度事業実施方針に基づき、令和3年度予算については、**「義務的経費＋ウイズ・コロナ関連経費」**に限定して編成するものとする。

当然のことながら、予算編成作業の全てを通じて、「茅ヶ崎市財政健全化緊急対策」に基づく各部課かいの取り組みを進めていくことが必須条件となることは言うまでもない。

既存事業については、聖域を設けることなく、休廃止を含めたゼロベースでの見直しを行い、歳出削減に努めること。

これらのことを前提とした上で、それでもなお計上する経費については、真に必要なのかどうか、各部課かいにおいて徹底的に議論した結果を反映することを基本線とする。

市民自治推進課が所管する補助金等

令和2年10月14日
 まちぢから協議会連絡会 資料2-2
 市民自治推進課 環境保全課 資源循環課

| | 課 | 補助金等の名称 | 現行の算出方法 |
|----|---------|--------------------------------------|---|
| 1 | 市民自治推進課 | 自治会運営交付金 | <ul style="list-style-type: none"> ・均等割（1自治会年額3,600円）＋世帯割（加入世帯数×105円） |
| 2 | | 自治会館設置費等補助金 | <ul style="list-style-type: none"> ・新築 建設工事費60%と10,000,000円のいずれか少ない額 ・増改築 建設工事費60%と5,000,000円のいずれか少ない額 ・修繕 建設工事費60%と500,000円のいずれか少ない額 ・自治会館用地購入 土地購入費50%と10,000,000円のいずれか少ない額 |
| 3 | | 自治会館賃借料補助金 | <ul style="list-style-type: none"> ・建物賃借 年間賃借料50%と600,000円のいずれか少ない額 ・用地賃借 年間賃借料50%と240,000円のいずれか少ない額 |
| 4 | | 地区自治会連合会等補助金 | <ul style="list-style-type: none"> ・1地区100,000円 ※13地区全てに交付 |
| 5 | | 自治会長行政連絡調整手数料 | <ul style="list-style-type: none"> ・均等割（1自治会年額40,000円）＋世帯割（加入世帯数×10円） |
| 6 | | 地域コミュニティ設置運営費補助金 | <ul style="list-style-type: none"> ・1地区100,000円 （認定コミュニティ設立地区を除く） |
| 7 | | 認定コミュニティ運営等助成金 | <ul style="list-style-type: none"> ・1地区250,000円 |
| 8 | | 認定コミュニティ特定事業助成金 | <ul style="list-style-type: none"> ・1地区最大2,000,000円 |
| 9 | | 認定コミュニティ運営等助成金（茅ヶ崎公園体験学習センター施設利用助成金） | <ul style="list-style-type: none"> ・施設利用料金 |
| 10 | | まちぢから協議会連絡会委員謝礼 | <ul style="list-style-type: none"> ・20,000円×26名（13地区×2名） |
| 11 | | まちぢから協議会連絡会補助金 | <ul style="list-style-type: none"> ・9,464,000円（令和2年度） ※事務費、会議費、事業費、広報費、人件費、通信運搬費、賃借料の積算 |

各課における自治会に関連する補助金等

| | 担当課 | 補助金等の名称 | 現行の算出方法 |
|---|-------|-------------|---|
| 1 | 環境保全課 | 美化推進事業補助金 | 補助対象事業に要する費用の3分の1以内の額とし、1団体について40,000円を限度とする。 |
| 2 | 資源循環課 | 資源回収推進地域補助金 | 分別排出した資源化できる廃棄物の量1kgにつき2.5円。 |



茅ヶ崎市内の犯罪発生状況

令和2年6月末

(手集計～統計値とは異なります)

| | 振り込め詐欺 | | ひったくり | | 空き巣 | | 暴行・傷害 | | オートバイ盗 | | 自転車盗 | | 車上ねらい 等盗む犯 罪 | | 犯(車やバイク の部品を盗む) | | 置引き | | 器物損壊 | | 累計 |
|--------|--------|----|-------|----|-----|----|-------|----|--------|----|------|-----|--------------------|----|--------------------|----|-----|----|------|----|-----|
| | 9月 | 累計 | 9月 | 累計 | 9月 | 累計 | 9月 | 累計 | 9月 | 累計 | 9月 | 累計 | 9月 | 累計 | 9月 | 累計 | 9月 | 累計 | 9月 | 累計 | |
| 茅ヶ崎地区 | | 1 | | 1 | | | 1 | 8 | | 4 | 2 | 62 | | | | | 1 | 7 | 1 | 9 | 92 |
| 茅ヶ崎南地区 | | 2 | | | 1 | | | 3 | | | 1 | 22 | | | 1 | | | 1 | | 4 | 34 |
| 南湖地区 | | 1 | | | | | | | 1 | 1 | 8 | | | | 1 | | | 1 | | 2 | 14 |
| 海岸地区 | | 1 | | | 4 | | | 1 | | 1 | 8 | | | 3 | | | | 1 | | 5 | 24 |
| 鶴嶺東地区 | | 2 | | | 1 | | | 2 | | | 3 | 22 | | | 1 | | | 2 | 7 | 3 | 33 |
| 鶴嶺西地区 | | | | | | | | 2 | | 2 | 5 | | 1 | 1 | 6 | | | 2 | 1 | 6 | 24 |
| 湘南地区 | | | | | | | | 2 | | 2 | 3 | | 2 | | 2 | | | 2 | 2 | 6 | 19 |
| 松林地区 | | 4 | | | 1 | 1 | 2 | 3 | 1 | 10 | 1 | 2 | | | 1 | | | | | 4 | 27 |
| 湖北地区 | | 6 | | 1 | 1 | 1 | | | 1 | 2 | 14 | | | | 1 | | | 2 | | 1 | 27 |
| 小和田地区 | | 1 | | | | | | 1 | | | 4 | | 1 | | | | | | 2 | 1 | 8 |
| 松浪地区 | | 5 | | | 3 | | | 1 | | 1 | 23 | | | | | | | | | 5 | 38 |
| 浜須賀地区 | | | | | 1 | | | | | 3 | 7 | | | | | | | | | | 11 |
| 小出地区 | | 1 | | | 1 | | | 2 | | | 3 | | | | | | | | | 1 | 8 |
| 合計 | 0 | 24 | 0 | 2 | 1 | 13 | 2 | 24 | 0 | 18 | 12 | 191 | 1 | 9 | 1 | 13 | 1 | 18 | 7 | 47 | 359 |

| 人身事故発生件数(累計) | | 死者数(累計) | | 負傷者数(累計) | |
|--------------|--------------|--------------|-------------|--------------|--|
| 404(-64) | | 0(-4) | | 457(-92) | |
| | 発生件数 | 高齢者 | 二輪車 | 自転車 | |
| 茅ヶ崎市 (5月) | 306 (-54) | 116 (-17) | 89 (+2) | 101 (-39) | |
| 寒川町 (5月) | 70 (-37) | 27 (-10) | 22 (-12) | 21 (-15) | |
| 合計 | 376 | 143 | 111 | 122 | |

| 形態別 | | 累計 | 割合 | 県警合計(R2) |
|----------------------|-----|----------|-------|---------------------|
| 高齢者 | R1年 | 170 | — | 4,874(-926) |
| | R2年 | 143(-27) | 35.2% | 県平均と対比 <u>35.9%</u> |
| 二輪車 | R1年 | 121 | — | 4,244(-492) |
| | R2年 | 111(-10) | 27.3% | 県平均と対比 <u>31.3%</u> |
| 自転車 | R1年 | 176 | — | 3,447(-585) |
| | R2年 | 122(-54) | 30.0% | 県平均と対比 <u>25.4%</u> |
| 子ども (中学生以下の者) | R1年 | 42 | — | 978(-345) |
| | R2年 | 30(-12) | 7.3% | 県平均と対比 <u>7.2%</u> |

令和2年振り込め詐欺地区別発生状況(9月末現在)

| 地区 | 番号 | 発生日 | 手口 | 発生場所 | 年齢 | 男女 | 備考 |
|------|----|-------|-------------|------|----|----|----|
| 茅ヶ崎 | 1 | 5月29日 | キャッシュカード詐欺盗 | 茅ヶ崎 | 74 | 女 | |
| | | | | | | | |
| 茅ヶ崎南 | 1 | 1月29日 | 預貯金 | 幸町 | 78 | 女 | |
| | 2 | 5月11日 | 還付金 | 中海岸 | 67 | 女 | |
| 南湖 | 1 | 3月25日 | 預貯金 | 南湖 | 84 | 女 | |
| | | | | | | | |
| 海岸 | 1 | 7月15日 | 職権盗 | 東海岸北 | 88 | 女 | |
| | | | | | | | |
| 鶴嶺東 | 1 | 1月27日 | 預貯金 | 浜之郷 | 87 | 女 | |
| | 2 | 2月25日 | 預貯金 | 矢畑 | 77 | 女 | |
| 鶴嶺西 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 湘南 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 松林 | 1 | 1月24日 | 預貯金 | 赤羽根 | 77 | 女 | |
| | 2 | 3月10日 | オレオレ | 赤羽根 | 82 | 女 | |
| | 3 | 2月5日 | キャッシュカード詐欺盗 | 室田 | 83 | 女 | |
| | 4 | 6月15日 | オレオレ | 高田 | 81 | 男 | |
| 湘北 | 1 | 2月5日 | キャッシュカード詐欺盗 | 香川 | 74 | 女 | |
| | 2 | 3月19日 | 預貯金 | 鶴が台 | 87 | 女 | |
| | 3 | 4月10日 | 預貯金 | 鶴が台 | 83 | 女 | |
| | 4 | 7月1日 | 留守宅 | 香川 | 76 | 男 | |
| | 5 | 7月7日 | オレオレ詐欺 | 香川 | 80 | 男 | |
| | 6 | 7月7日 | 留守宅 | 鶴が台 | 87 | 女 | |
| 小和田 | 1 | 1月24日 | キャッシュカード詐欺盗 | 小和田 | 72 | 女 | |
| 松浪 | 1 | 1月18日 | 預貯金 | 浜竹 | 85 | 女 | |
| | 2 | 2月5日 | 預貯金 | 浜竹 | 93 | 女 | |
| | 3 | 1月18日 | キャッシュカード詐欺盗 | 緑が浜 | 82 | 男 | |
| | 4 | 5月29日 | オレオレ | 松浪 | 82 | 女 | |
| | 5 | 7月10日 | 預貯金 | 浜竹 | 82 | 女 | |
| 浜須賀 | | | | | | | |
| 小出 | 1 | 6月17日 | オレオレ | 芹沢 | 82 | 女 | |
| | | | | | | | |
| 寒川 | 1 | 1月24日 | キャッシュカード詐欺盗 | 小谷 | 82 | 女 | |
| | 2 | 2月28日 | キャッシュカード詐欺盗 | 倉見 | 83 | 男 | 未遂 |
| | 3 | 6月10日 | キャッシュカード詐欺盗 | 一之宮 | 60 | 男 | |
| | 4 | 8月6日 | オレオレ | 岡田 | 76 | 女 | |
| | 5 | 9月7日 | オレオレ | 中瀬 | 87 | 女 | |
| | 6 | 9月10日 | オレオレ | 大曲 | 74 | 男 | |